

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月28日

静岡市長 殿

提出者

住 所 静岡市葵区北安東4丁目27番1号

氏 名 地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立総合病院 院長代行 井上 達秀

電話番号 054-247-6111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	静岡県立総合病院
事業場の所在地	静岡市葵区北安東4丁目27番1号
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	718床
③従業員数	1,901人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre>graph LR; A[各セクション] --&gt; B[感染性廃棄物]; A --&gt; C[燃えやすい廃油]; B --&gt; D["委託処理 (中間処理: 焼却)"]; C --&gt; D</pre>

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)

医療機関関係管理者	病院長
特別管理産業廃棄物管理責任者	副院長
処理計画統括責任者	管財課長
処理計画作成部署	管財課施設管理係

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油	腐食性廃酸	特定有害廃酸	腐食性廃アルカリ	特定有害汚泥
	排出量	429.862 t	5.045 t	0.0000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t
(これまでに実施した取組)							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別を徹底した。</li> <li>・診療材料等は、必要な分だけを使用した。</li> </ul>							

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排 出 量	440 t	5.5 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の量に適した容器(段ボール・ペール缶)を使用する。</li> <li>・引き続き、分別を徹底する。</li> <li>・診療材料等は、真に必要な分だけを使用する。</li> </ul>			

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別している特別管理産業廃棄物の種類 : 別紙参照</li> <li>・分別に関する取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>○マニュアル内容の周知及び分別の徹底</li> <li>○他の廃棄物を区別し、分別保管</li> </ul> </li> </ul>
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、マニュアル内容の周知及び分別の徹底と、分別保管</li> </ul>

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	—
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
② 計画		特別管理産業廃棄物の種類	—
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	—
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
② 計画		特別管理産業廃棄物の種類	—
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	—
自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
② 計画		特別管理産業廃棄物の種類	—
自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量		— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	
全処理委託量			t
優良認定処理業者への 処理委託量			t
再生利用業者への 処理委託量			t
認定熱回収業者への 処理委託量			t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			t
(これまでに実施した取組)		別紙のとおり	
		別紙のとおり	

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	別紙のとおり	
	別紙のとおり	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	444.88176 t
	(今後実施する予定の取組等)	
・引き続き、電子マニフェスト導入事業者と契約を行う。		
※事務処理欄		

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】							
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性 廃棄物	燃えやすい 廃油	腐食性 廃酸	特定有害 廃酸	腐食性 廃アルカリ	特定有害 汚泥
①現状	全処理委託量	429.862t	5.045t	0 t	0t	0t	0 t
	優良認定処理業者への 処分委託量	429.862t	5.045 t	0 t	0t	0t	0 t
	再生利用業者への 処分委託量						
	認定熱回収業者への 処分委託量						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処分委託量						

(これまでに実施した取組)

- ・熱回収を行う業者へ処理を依頼した。
- ・再生碎石の製造等、再生利用を行う業者で最終処分を行った。

## 【目標】

	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性 廃棄物	燃えやすい 廃油
②計画	全処理委託量	440 t	5.5 t
	優良認定処理業者への 処分委託量	440t	5.5 t
	再生利用業者への 処分委託量		
	認定熱回収業者への 処分委託量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処分委託量		

(これまでに実施した取組)

- ・引き続き、熱回収を行う業者へ処理を依頼する。
- ・引き続き、再生碎石の製造等、再生利用を行う業者で最終処分を行う。

~

0

